

## 災害に関する税務

**Q** : 東日本大震災の復旧が急ピッチで行われていますが、災害に関する税務はどのようなになっていますか？

**A** : 主な取扱いは、次のようになっています。

### 【解説】

災害に遭ったときの税務には、次のようなものがあります。

### 【災害により滅失・損壊した資産等の取扱い】

法人又は個人事業者の有する資産が被災し、次のような損失又は費用が生じたときは、その損失又は費用の額は、損金の額に算入されます。

- ①商品や原材料等の棚卸資産、店舗や事務所等の固定資産などの資産が、災害により滅失又は損壊した場合の損失
- ②損壊した資産の取壊し又は除去のための費用
- ③土砂その他の障害物の除去のための費用

### 【復旧費用の取扱い】

被災資産について支出する費用は、次のように取り扱われます。

- ①原状回復費用は、修繕費となります。
- ②被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用について、修繕費とする経理をしているときは、この処理が認められます。
- ③資本的支出か修繕費か明らかでないものがある場合、その金額の30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしているときは、この処理が認められます。

